

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

i. 遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止

○遺言できること

遺言で「遺産の分割方法を定める」「分割方法を第三者に定めて貰う」「五年を超えない期間、遺産の分割を禁ずる」事ができます。

○規定された法律

民法（第九百八条）

○こんな方へお勧め

自分ひとりが住んでいる家は、先祖代々の家だが、自分の代で終わりにして子供たちの負担にならないようにしたいので売却して現金で分けるように指示したい方。

自分の死後すぐに自宅を売却されたりしたら、年老いた配偶者が困ってしまうので五年間は、分割しないように猶予期間を設けたい方。

○補足

遺産の分割を禁止したいという場合だけではなく、遺言全般に言える事ですが、遺言書は書いただけでは、効力が生じない可能性が高いものです。

「遺言内容を実現して欲しい！」という場合には、遺言執行者を指定しておく事をお勧めします。

更に、自分が亡くなったら遺言執行者に必ず連絡がいくようにしておく事もお勧めします。